

令和3年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和3年10月6日開催
(公開用)

高野町農業委員会

令和3年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和3年10月6日(水)

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 会議室

●出席委員 2番 木村 金男 3番 上田 静可 4番 柳 葵
5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己 8番 西辻 政親
9番 泉平 和廣 10番 森脇 伸宜

以上8名出席

●出席推進委員 眞野弘和

以上1名出席

●欠席委員 1番 井阪 晴美 7番 下名迫 勝實
推進委員 山本和英

以上3名欠席

●事務局員 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・阪田 泰規・民農 里英・中村 任貴

●関係者

●議事事項 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
決定について
議案第6号 農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について
報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

●議事内容 次のとおり

*****午前9時57分 開会*****

事務局（松本 斉） 定刻より少し早いのですが、早速令和3年度第4回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

座って、説明のほうをさせていただきます。

さて、本委員会ですが、本日の出席委員8名、推進委員1名 欠席委員は3名、欠席委員ですが、1番井阪委員、7番、下名迫委員です。推進委員さん1名、欠席が山本推進委員さん1名ということでなっております。

高野町農業委員会会議規則第10条により規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は、成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より挨拶をお願いします。

事務局長（茶原敏輝） おはようございます。

本来ならば、9月の会議ということなのですが、定数のことがあってということなのですが、再三、日程のほうを変更をお願いいたしまして、結局、今日6日となってしまいました。非常にお忙しい秋の農作業等もあって、お忙しい時期だと思っております。このように御参加をいただきまして本当にありがとうございます。

どうぞ、今日は提案なり集中審議を賜ったらと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は8番 西辻委員、9番 泉平委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしく願いいたします。

議長

こんにちは。

いろいろ、課長さんが言われておりましたけれども、日程が変わって今日になりましたけれども、これから今日の議題、または報告がありますので、よろしく申し上げます。天候も、いろいろありまして、暑くて寒いとか、暑いとか言って、雨が欲しいとか言うていろいろありますけれど、それは気候ですのでしゃあないですけど、これからどういうあれになるか。コロナも大分収まってきましたので、皆さん大分活動してくださっていると思っておりますけれども、まだ

まだ分かりませんので、気をつけて頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第4号「農地法3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉）

議案第4号「農地法3条の規定による許可申請」について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。

令和3年10月6日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

今回の申請は、1件でございます。農地の所在、高野町大字西富貴・・・・・・・・・・です。場所については、5ページの航空写真を御覧下さい。

登記簿地目は田。現況地目は畑です。農振区分は、農振地域外です。面積は・・・平方メートルです。権利の種別は、贈与による所有権の移転です。

譲渡人の住所、氏名、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

申請事由としては、譲受人の要望によるとのこと。譲受人の住所、氏名は和歌山県伊都郡高野町東富貴・・・・番地、・・・・氏です。申請事由としましては、経営拡大とのこと。

補足説明としまして、現地調査につきましては、9月15日に、事務局と山本推進委員と実施いたしました。

後ほど、山本推進委員より報告があるのですが、本日欠席されているので、事務局で代読させていただきたいと思います。

続いて、証明については、6ページの調査書を御覧ください。

1号の全部効率化要件については、豆、芋の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については個人のため適用はありません。

4号の農作業従事要件については、譲受人が年間200日、家族経営者として妻が200日の農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当しません。

5号の下限面積については、高野町は全域で10アールの設定で、今回の取得面積あわせて・・・・アールのため該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で豆、芋の栽培を行い、経営拡大及び効率的な農業経営を目指すとのこと。

今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

以上です。御審議願います。

議長

ありがとうございました。

現地の報告は、これは山本さんになっていきますけれど、事務局からお願いします。

事務局（松本 斉）

事務局のほうで、代読させていただきます。

議案第4号について、令和3年9月15日に事務局の松本係長、阪田主査と共に現地調査を行いました。

当該申請地においては、現在耕作はされていませんが、申請者は今回取得の農地で豆、芋の栽培を行い、経営拡大及び安定的な農業経営を目指すことから、引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

山本さんが欠席ですので、代読していただいたのですけれど。この現状の所有というのは、家の近くですか。

事務局（松本 斉）

・・さんが住んでおられる家の隣です。

議長

農地がね。

事務局（松本 斉）

はい。

議長

分かりました。

ほかに何か御質問、御意見はございませんか。

どうぞ。

井手上委員

6番、井手上。

意見書が推進委員さんが出ているの、これは推進委員さんがだせるのかどうか、農業委員でないとかんことはないのか。そこら辺は、事務局どないなっているの。教えていただけますか。

事務局（松本 斉）

地域の担当になっておられるので推進委員さんも、その農地の所

在で。現地確認は、認められると聞いておるのですが。

井手上委員 いけるのんやったら、構わへんけれど。

事務局（松本 斉） はい。

井手上委員 推進委員さんの仕事と農業委員の仕事は、別個になっていますやろう。

事務局（松本 斉） はい、そうですね、推進委員さんなので。

井手上委員 推進委員さんの仕事と農業委員の仕事は、ちゃんと分けられてますやろう。

その中で、推進委員さんがこの仕事ができるのかどうかということを知っているのです。

事務局長（茶原敏輝） 今、うちの松本がお話したように、基本そこについては区域を決めて、農業委員さんと推進委員さんのそれぞれでエリアを決めて入っていただいている。今回は、たまたま山本さんのエリアの中での確認ということで、山本さんに行っている。

ということで、もし、農業委員さんでないと駄目ですかとなると、推進委員さんにエリアを宛てが得ないということになってくるので、そこは当然このエリアを行ってくださいということでお願いをして過去にもきておりますので、そこについては、推進委員さんでも、意見書についてはお出しできるものと考えております。確かに、言われるように、仕事の内容としては農業委員さんと推進委員さんは、全然違う話になってきますので、当然疑問が出るところだと思うのですけれども。過去においても、このような形でエリア分けをした中で、推進委員さんからの意見書ということで、出てきたこともあると思いますので。

ないですか、御記憶にないですか。

井手上委員 はい。

事務局長（茶原敏輝） ということで、こちらは、今回はこれで手続上、何か問題があるということにはならないかと思っておりますので。

議長 別に推進委員さんでも、そういう立合いとかはできるということですか。

事務局長（茶原敏輝） エリアを分けて渡していますので。

そうすると、農業委員さんで、全部のエリアを推進委員さん除いてエリアを分けていかなあかんということになりますので、当然、農業委員さんの負担が増えてくる。今回、今年については、推進委員さんも入ってエリアを分けているので、その関係上、今回はたまたま山本さんの担当エリアだったということですので、ちゃんと地区をよく分かった推進委員さんだけれども、現場を確認いただいて、意見書を出していただいているということなので、それでいいかと思います。

事務局（民農 里英） 補足をさせていただきます。

議長 はい、どうぞ。

事務局（民農 里英） 井手上委員がおっしゃられるように、農業委員さんと推進委員さんでは、いろんな役割は違うのは確かなのですが、推進委員さんとしても、意見を述べるができるというふうになっておりますので、今回は意見書ですので問題はないかと判断しております。

井手上委員 はい。

議長 そうしたら、ほかにないですか。
ないようですので、議案第4号については、可決したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 齊） 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年10月6日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵
8ページから18ページを御覧ください。今回の申請は7件で継続でございます。

整理番号3-1、農地の所在、・・・・・・・・他1筆です。
場所については、13ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田になっております。合計面積は・・・・平方メートル。権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名は、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人和歌山県農業公社理事長、下宏氏です。

利用権の設定をするもの住所氏名、・・・・・・番地、・・・・氏です。利用目的は田です。期間は・カ年でございます。

続きまして、整理番号３－２、農地の所在、・・・・・・番地です。場所については、１４ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田。合計面積は・・・・平方メートル。権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名は、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁２－１、公益財団法人和歌山県農業公社理事長、下宏氏です。

利用権の設定をするもの住所氏名は、・・・・・・番地、・・・・氏です。利用目的は田です。期間は・・・・でございます。

続きまして、整理番号３－３、農地の所在、・・・・番地・です。場所については、１５ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田。合計面積は・・・・平方メートル。権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名は、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁２－１、公益財団法人和歌山県農業公社理事長、下宏氏です。

利用権の設定をするもの住所氏名は、・・・・・・番地・、・・・・氏です。利用目的は田です。期間は・カ年でございます。

続きまして、整理番号３－４、農地の所在、・・・・番地・他２筆です。場所については、１６ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田。合計面積は・・・・平方メートル。権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名は、先ほどの和歌山県の農業公社になっております。

利用権の設定をする者の住所・氏名は、・・・・番地・、・・・・氏です。利用目的は田です。期間は・カ年でございます。

整理番号３－５です。農地の所在は、・・・・番地・他１筆です。

場所については、１７ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田。合計面積は・・・・平方メートル。権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名は先ほどと一緒に、公益財団法人和歌山県農業公社です。

利用権の設定をするもの住所・氏名は、・・・・番地、・・・・氏です。利用目的は田です。期間は・カ年でございます。

整理番号３－６、農地の所在は、・・・・番地他１筆です。

場所については、１７ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田。合計面積は・・・・平方メートル。

権利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者の住所・氏名は先ほどと一緒に、公益財団法人和歌山県農業公社です。

利用権の設定をするもの住所・氏名は、・・・・番地・の
、・・・・氏です。利用目的は田です。期間は・カ年でござ
います。

整理番号3-7、農地の所在、・・・・番地です。場所について
は、18ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は田、現況地目も田。合計面積は・・・・平方メートル。権
利設定は、使用貸借権です。

利用権の設定を受ける者は、公益財団法人和歌山県農業公社にな
っております。

利用権の設定をするもの住所氏名は、・・・・番地、・・・・
氏です。利用目的は田です。期間は・カ年でございます。

本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手
伝いをしていただいております。今回の計画内容は、農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可
相当と考えております。御審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

数が多いですけれども、ずっと作っていただいておりますのでよろ
しくをお願いします。

何か御質問などございませんか。いいですか。意見がないよう
です。議案第5号については、可決したいと思います。

続きまして、議案第6号「農地法第2条非農地証明交付申請の承
認について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 齊）

議案第6号「農地法第2条非農地証明交付申請の承認についてに
ついて」、別添の農地について、農地法第2条の農地でない旨の証明
願いがあったので審議願いたい。

令和3年10月6日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

今回の申請は、1件でございます。

農地の所在は、・・・・番、・・・・番地・で、場所につ
きましては、21ページから22ページの航空写真を御覧ください
。

農振区分は農振地農用地外となっております。面積は、・・・・平
方メートル、申請者の住所氏名は、・・・・番の・・・・
氏です。

現地調査につきましては、10月6日事務局と上田委員と実施い
たしました。後ほど、上田委員より報告があります。

令和3年頃に申請人の父の転勤により一家で・・・市へ転出したとのことで、耕作等が行えていない状況で、現在は山林化しています。

以上1件につきまして、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について承認相当と判断しました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

続きまして、上田委員、よろしく申し上げます。

上田委員

3番、上田です。議案第6号について、令和3年10月4日、事務局の民農主査、阪田主査と共に現地調査を行いました。

当該申請地においては、山林化しており、農地としての復元は困難であると考えます。また、周辺農地も既に山林化しており営農等に影響を及ぼす恐れがないことから本案件については、許可相当と判断いたしております。

以上で報告を終わります。

僕が小学ぐらいのときに、畑を作っていた記憶はあります。

議長

ほかにないですか。

何か御意見、御質問はございませんか。

木も大分大きい。

上田委員

木も大きい木というよりも、何にもしてないです。

それで、・・・については、ほんはたに県の今立ち退き工事をする、その廃土を畑へ積み上げている。

最初、紀見トンネルかな。紀見トンネルの土を持ってきて掘り出して、国道の拡幅工事で、あっちこっちから持って行ったり、積み上げて。どないもできれへん。

議長

それやったら、無理やね。

ほかにないですか。何か御質問はございませんか。意見がないようですので、いいですか、許可したいと思いますのでよろしく願いいたします。

続きまして、報告第5号につきまして、「農地法3条の3項の規定による届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 齊）

「農地法3条の3項の規定による届出について」、農地法第3条の第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙

農地について届出があったので報告します。

令和3年10月6日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

本案件は、議案書26ページから27ページに記載のとおり、
.....番を含む計.....筆の.....による農地の権利取得
の届出がありました。

申請者の住所は、.....番.....号、.....氏です。農
林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通
知書を交付しております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明などがございましたが、御質問などはご
ざいませんか、ありませんか。

上田委員

ちょっと、すみません。

この件で教えてほしいのですけれども。うちの近くでも、最近こ
ういう登記の移転があったのやけれども。届出の義務、そういうの
はどういうふうにして、各個人みんな登記できているのかな。

事務局（松本 斉）

登記の移転は、多分できていると思うのです。農業委員会に対し
て、義務として。

上田委員

その義務のね。

そういう人も、みんな分かってないやろう。法務局で移転したと
きに、法務局の人が、ひと声をかけてくれるとかね、司法書士を入
れたらちょっとぐらい売れるのだけれど。個人的に、直接自分が着
手したとして、どないなるのかなと。

事務局（松本 斉）

法務局のほうで、各市町村の農業委員会に提出してねと言ってく
れているかどうかは、確認が取れてないのですけれども。

一度、またそこも確認は、そういう手続に来られたときに、法務
局で言っているのかどうかというのは確認を取るのと、
そういう届出をしてくださいという周知はしていかなあかなとい
うふうには。

上田委員

今、うちの近所の人で、どない言うのかな。・・の移転をしたんや
けれども、自分の名義にはしたいというのを聞いたのやけれど。自
分で手続をしとった。

事務局（松本 斉） 今現在、届出は提出いただいていないので。

上田委員 ないということは、せんなんでは言うたのですけれど。そんなんは知らん、何も聞いてへんしと。

事務局（松本 斉） そういった届出が要するという部分は周知していくことと、法務局にもその確認を取って、そういう案内をしていただくようお願いというのですか、していこうと思います。この会議が終わったら、また、法務局に問い合わせをしたいと思います、その辺の関係で。きっちり洗い出したいと思います。

議長 いいですか。ほかに何かございませんか。
報告第5号につきましては、以上といたします。
以上で予定していました議案審議は、全て終了しました。その他について、事務局より、何か説明ありますか。

事務局（松本 斉） また、「農地を借りてください」というパンフレットを入れさせていただいています。また、「健康管理に気をつけてくださいね」というパンフレットも入れさせていただいているので、また読んでいただいたらと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局長（茶原敏輝） よろしいですか。

議長 どうぞ、お願いします。

事務局長（茶原敏輝） 皆さん、御存じだと思うのですが、9月22日の水曜日、高野山山上で、生まれて1年ぐらいの熊ですね、それが出沒、徘徊しまして、23日には、お寺さんの庭で池のコイにあげる餌をたらふく食べて、寝転がってみたいことがあって、・・・打ち込んで動じずるところには至らなかったのですけれども、その後、マツの木を使って追い払いをした結果、25日以降については、全く姿が見えなしてないような、そんな状況になっています。
ただ、これから冬眠にするまでの間、どうしても熊が食べる木の実とかがなくなってきました。特に高野からちょっと下がっていきますと、カシの木のほうが枯れていて、どんぐりとかがだんだん食べられなくなってきました。そんなことで、皆様の自宅のほうで熊が食べそうな物を外に置い

ておかないとか、しっかり戸締まりをすとかというところはやっていただいて、熊の侵入でけがをするみたいなことがないようにだけ、気を付けていただいたらなというふうに思います。

また、獣害対策で、織り込みチラシ、回覧みたいなもの出していないといけないのは思っているのですけれども、いつ、どこでということが分からないことですので、この高野山周辺は何頭か熊が生息しているところで、私たちも生活しているということがありますので、十分に気を付けていただきたいと思います。

以上です。

議長

それは、大きな熊です。7、80センチぐらい。

事務局長(茶原敏輝)

ちょうど、親から離れてどんどんうろうろしていたみたいない感じ。報道に出たりしましたので、寝転がっている姿が。

カシの木に入る虫があって、紀の川筋なんかは、どんどん入っていますから。あと、バラの仲間になりましたらツガですかね。あれも、かなり広がっていつているみたいで。かつらぎ、九度山、橋本のあたりよう食い止めてないみたいで。上がってくると山桜に入ってくると厄介やなという話はしておるのですけれども。クビアカツヤカミキリとか。

高野山周辺は、あんまり梅とか御商売されている方はないと思うんですけれども、やはり梅干しをつけようと思って、家の梅を見たら入ったみたいない話も出てくるので。気がついたら駆除していただいたらと思うし、また、教えていただいたら、県のほうともつないでいきますので。

人間はコロナやし、木はそうやって虫がたかるし、イノシシは豚熱で、鹿は元気いいですけど。

議長

ありがとうございます。ほかに御質問とかございませんか。ほかにないようですので、これで本日の会議は終了させたいと思います。どうも、ありがとうございました。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 8 番 _____

署名委員 9 番 _____